

議案第98号

杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

平成28年11月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公  
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区荻窪体育館
- (2) 杉並区高円寺体育館
- (3) 杉並区松ノ木運動場

2 指定管理者の名称及び所在地

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団  
杉並区阿佐谷南一丁目14番2号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

杉並区荻窪体育館外2施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第  
6項の規定に基づき、提出するものである。